

前文

私たちのまち村上市は、東に飯豊朝日山系の緑の山並みを望み、平成の名水百選に選ばれた清流荒川、サケの帰る川として知られる三面川をはじめとしたいくつもの川を擁し、西には日本海の長い海岸線を有しており、四季折々の変化に富んだ自然環境と先人のたゆみない努力により、歴史と文化と産業のまちとして発展してきた。

私たちは、これらの環境から多くの恵みを受けてきたが、大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式の変化は、利便性を高める一方で、身近な自然環境や快適な生活環境を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない環境を将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っている。

私たちの生活が環境へ影響を与えていることを自覚し、自らの生活、社会経済活動を見直し、さらに先人の生活の知恵に学び、自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない。

このため私たちは、互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して村上市の豊かで美しく良好な環境の保全及び創造に積極的に努めることを決意して、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、法律や条例の各条文の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的な立場を述べた文章であり、法令制定の趣旨を宣言する必要があるときに置かれます。

本条例においては、本市の環境政策の基本的な考え方と本文の各条項の解釈運用上の基本的な考え方を示しています。本市の環境特性、悪化する環境の現状、市民の権利とまちづくりに関わる各主体（市、市民及び事業者）の責務を明らかにし、環境問題への取り組みの方針、環境保全の必要性等を述べ、環境の保全及び創造を市民が一体となって推進することを宣言しています。

【説明】

「環境」

「環境」という用語は、包括的な概念を指すもので、諸法令において、また、さまざまな文献において、多様な意味に用いられています。本条例が対象とすべき「環境」の範囲についても、環境施策に関するその時代の社会的ニーズや市民的認識の変化に伴って移り変わっていくものであり、画一的に定義することは困難です。（ただし、本条例が対象とすべき「環境」の範囲に、経済や福祉、教育に係る環境などは含まれません。）

環境権について

「私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有する」とは、環境権について明記したものです。

環境権は、一般的に(1)基本的人権としての環境権と(2)侵害行為の差し止めや損害賠償請求の根拠となるような具体的権利としての環境権の2つの捉え方があります。

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号。以下「法」といいます。）では「権利」として位置づけおらず、法的権利としての性格についてはいまだ定説がなく、環境権を明確に認めた判例は存在していません（平成20年11月1日現在）。

ただし、法では、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること」、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」ことができるようにしなければならないことを規定しており、これによって(1)の環境権の趣旨は法的に位置付けられているとされています。

この前文に明記した環境権は、以上の点を踏まえ、市の政策立案や市、市民及び事業者

の行動の中で配慮されるべき価値として掲げました。

この環境権を保障するためには、行政だけでなく市民、市民団体及び事業者を含めたすべての者が、良好な環境の実現に向け努めていかなければなりません。そのために「将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っている。」という一文を加えています。

「保全」と「創造」

この条例でいう「保全」とは、良好な状態で残しておくこと、維持していくことであり、対象とする環境は、自然環境、生活環境、快適環境及び地球環境を含め、経済や福祉、教育に係る環境などは含まれません。

また、「創造」とは、失われた本来あるべき良好な環境の回復、又は再生及び代償措置をいいます。また、それだけにとどまらず、うるおいある豊かな環境を創り出すための、新しい価値観に基づく人材の育成、仕組づくり、生活様式の提案なども「創造」に含まれると想定しています。

参考

環境基本条例の概要

環境基本条例は、環境の保全及び再生に関する基本理念や市民・事業者・市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

イベントでのアンケート結果（その1）

本市は、山・川・海・平野という自然を特徴づける要素がすべて揃っているまちです。

平成20年度のイベント「環境フェスタ」で行った来場者へのアンケートの中に「村上市で誇れる環境といえば何を思い浮かべますか」という質問を設けました。これに対し「荒川・三面川などの河川」「海」「歴史的環境」「森林などの緑」などの順に回答がありました。前文の前段に掲げた本市の環境特性についての記述にもこのアンケート結果を反映しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、前文と併せて条例解釈の指針となるものです。環境基本条例が規定している事項（基本理念、市、市民及び事業者といった各主体の責務、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項等）をまとめて記述し、本条例の最終目的が「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」として掲げています。法第1条にも同様の規定があります。

【説明】

「総合的かつ計画的に推進」

「総合的に推進」とは、本条例に規定する各種施策の連携を図るとともに、市だけでなく事業者や市民の各主体の取組も含め、全体として推進していくことを指しています。また、「計画的に推進」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、市が環境基本計画をはじめとする計画を策定し、これに基づいて施策を進めていくことをいいます。

「現在及び将来の市民」

今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりとともに、将来の世代にもわたって影響を及ぼすという時間的な広がりを持つ問題であることから、環境の保全と創造が、現在の世代だけではなく、将来の世代の市民をも対象としていることを明示したものです。

「健康で文化的な生活」

確保されるべき環境の価値を位置付けたもので、日本国憲法(昭和21年11月3日憲法)第25条第1項に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されています。「健康で文化的な生活」を確保する上において、環境の保全を図ることが極めて重要であることを示し、これを条例制定の目的としています。

参考

環境基本法(抄)

(目的)

第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

【趣旨】

この条例で使われる言葉のうち、重要な概念であり、繰り返し用いられる言葉の意味を説明しています。第1号から第3号までは、法第2条に同様に規定されています。

【説明】

「人の活動により」(第1号)

この条例でいう環境への負荷とは、人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水や全くの自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害は含まれません。

「環境の保全上の支障」(第1号・第3号)

何らかの措置を講じなければならない程度に環境が悪化している状態のことをいいます。例えば、人の活動によって自然環境が損なわれることによって人の健康や生活環境に係る被害が生ずることや、開発行為等による自然環境の劣化や必要な自然環境の整備がなされないことによって自然の恵沢が得られないことをいいます。

「原因となるおそれのあるもの」(第1号)

直接かつ単独で環境の保全上の支障を引き起こすもののみならず、集積すること等によって環境の保全上の支障を引き起こすものを含みます。

「人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの」(第2号)

地球環境の保全の定義においては、その対象となる問題がスケールにおいて地球的規模で影響を及ぼす事態であることを述べるだけでなく、これが条例の重要な対象分野として取り上げなければならない理由、すなわちこれが人類共通の課題であるとともに市民生活においても現在及び将来に関わる問題であるとの観点を明らかにするために言及したものです。

「環境への負荷」(第2号)

人間の活動は、環境から有用物を取り入れ、環境に不要物を排出しながら成り立っています。人間社会の規模が大きくなるに従い、有用物の取り入れと不要物の廃棄が自然の回復力を超え、環境が損なわれていきます。この状況を「環境への負荷」と定義しました。具体的には、大気汚染物質の排出、生活排水や工場排水の河川等への排出、野生生物その他自然物の損傷、自然景観の破壊、土地の形質の変更などが含まれます。

「温暖化」(第2号)

大気中の温室効果ガスの濃度上昇により地球が温暖化することを言います。温室効果ガスとは、地表から宇宙へ逃げる赤外線を吸収して、大気の温度を上昇させる効果を持つ気体のことです。(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6の6種類)

「オゾン層の破壊」(第2号)

フロンガスの大気中への放出に伴い、成層圏のオゾン層が破壊されることをいいます。その結果、有害紫外線の地表面への到達量が増大し、皮膚がんが増える等の健康被害や生態系への悪影響が生じます。

「海洋汚染」(第3号)

タンカー事故等による油流出や栄養塩類の増加による富栄養化等により、海洋生物・海洋資源・快適性等に有害な結果が生じることをいいます。

「野生生物の種の減少」(第2号)

現在科学的に明らかにされている野生生物の種の数は約140万種とされていますが、推計上の生存種の数は500万~1,000万種ともいわれています。これら野生生物が、人間の活動にともない、歴史上かつてないスピードで絶滅しつつある状況を指しています。

「大気の汚染」(第3号)

大気中に汚染物質が排出される状況をいいます。汚染物質には、降下ばいじん、浮遊粉じん、硫黄酸化物、窒素酸化物、それに自動車排ガスに含まれる一酸化炭素や炭化水素等多くのものが含まれます。

「騒音」(第3号)

本来は好ましくない不快な音という意味で、主観的なものですが、社会生活を阻害する音や多数の人々に健康被害を与える音は、主観的な段階を超えて規制すべき「騒音」になります。

「振動」(第3号)

航空機の衝撃波等のように空気を伝わるものと、建設工事や大型車両の通行等による道路振動のように土地を伝わるものがあります。

「地盤沈下」(第3号)

地下水の採取等により地中粘土層に収縮が生じて周辺の地層が陥没したりする現象です。

「悪臭」(第3号)

臭いも騒音と同様に主観的な要素が強いものですが、頭痛や吐き気を起こしたりする臭気は「悪臭」として規制の対象となります。

参考

環境基本法(抄)

(定義)

第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。

以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の「環境の保全及び創造について、基本理念を定め」について具体的に示したものであり、市民の生活基盤である市域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受け入れることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、環境の保全及び創造を推進していく上での根本的な考え方を規定したものです。

基本理念は、市、市民及び事業者が環境の保全と創造を推進するに当たって、行動や判断の際に共通認識とすべき事項を定めるものです。

【説明】

「多様な生態系」(第2項)

ある地域の生物群集とそれを取り巻く環境を合わせたものを生態系といいます。「多様な生態系」とは、生態系に生息する生物の多様さとその生息環境の多様さを意味します。

「人と自然とが共生できるよう」(第2項)

共生とは、異なる種類の生物が共に生活し、互いに行動的又は生理的な結びつきを恒常的に保つことをいう生物学用語です。「人と自然との共生」とは、広く人と自然が良好な関係を維持しながら共存する状態をいいます。

「持続的発展が可能な社会」(第3項)

いわゆる「環境に優しい社会」のこと。持続的発展の可能な社会とは、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ二酸化炭素の最終的排出量が少ない産業・生活システムを構築する「低炭素社会」、3Rを通じた資源管理を目指す「循環型社会」自然の恵みを享受し継承する「自然共生社会」を同時に実現する社会であるといわれています。

「循環型社会」とは、循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条によれば、「循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」とあります。

健全で恵み豊かな環境を維持しながら、健全な経済の発展を図ることを指しており、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て社会を見直し、循環を基調とする社会(循環型社会)を構築することによって、将来の世代が自らの欲求(良好な環境、資源)を充たす能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を充たすような発展が進められる社会のことをいいます。

「すべての者の自主的かつ積極的な取組」(第3項)

自然環境には、自ら浄化・回復する能力があり、かつて人間は自然環境の能力の範囲内

で生活することができました。そのため、人間が自然環境から取り入れる有用物の量や捨てられる廃棄物に対する自然環境の許容量は無限であるかのように考えられていました。しかし、人間社会の活動規模が大きくなると、自然環境が損なわれつつあることが意識されはじめました。

一度失われた自然環境を取り戻すためには、膨大なエネルギーと時間が必要になります。また、失われた自然環境が思わぬところで私たちの生活に大きな影響を及ぼすこともあります。

私たちが享受できる環境は限りあるものとの認識を立てば、すべての者（市・事業者・市民の各主体）の自主的かつ積極的な取組みが必要となります。

「地球環境保全」（第4項）

この条項では、「地球環境の保全推進」について定めています。

現在の環境問題は、行政や企業などの特定のものや技術力だけで解決できるようなものではありません。地域社会や一人ひとりの生活のあり方を見つめ直すことにより、日常生活レベルで行動を起こすことが必要となります。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 市は、自ら行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

【趣旨】

前条で定める基本理念を実現するためには、市、市民、事業者、滞在者及び民間団体というすべての主体による取り組みが不可欠となることから、本条から第7条においてそれぞれが果たすべき責務を示しています。各主体に直接的に個別具体の義務を生じさせたり、その違反に罰則を課したりするものではなく、個別具体の義務は、各責務規定の趣旨を踏まえた個別条例等の規定により生じることになります。

本条は、環境の保全及び創造に取り組む市の立場と責務についての考え方を明らかにしたものです。特に、第2項では、市のすべての事務事業について環境配慮を徹底させることを求めており、率先的かつ継続的な取り組みを推進する必要があります。

【説明】

「市」

この条例において「市」とは、議会及び執行機関を含めた地方公共団体としての市のことをいいます。

「環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定」(第1項)

具体的には、環境基本計画の策定と実施を示します。

「自ら行うすべての施策の策定及び実施」(第2項)

市が具体的な施策や計画を立案し実施する場合、環境の保全及び創造について率先して配慮することにより、環境への負荷の低減に積極的に取り組むことを規定しています。

参考

本条から第6条に使われる「のっとり」という言葉は、法第6条から第9条に規定されている責務規定にならっています。

環境基本法(抄)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

今日の環境問題の多くは、自動車交通等による大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の問題や、地球温暖化問題、廃棄物の排出量の増大などにみられるように、事業者の事業活動のみならず市民の日常生活等に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生するものです。

このような問題の解決のためには市民一人ひとりがその日常生活を環境への負荷のより少ないものに変革していく取組みが重要になっていることから、市民の責務として規定したものです。

このため、本条は、市民の責務として、まず日常生活において環境への負荷の低減に努めるほか、環境の保全と創造について自ら積極的に努め、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力すべきであることを示したものです。

【説明】

「日常生活に伴う環境への負荷の低減」(第1項)

具体的には、例えば自動車利用の抑制、自家用車のアイドリングストップ、環境にやさしい商品の利用、耐久消費財の長期利用を図ること、電気・ガス等のエネルギーの使用の削減に努めること、ごみは正しく分別し、燃やしたり埋め立てたりするごみの減量、廃棄物の減量と分別、節水や雨水利用、排水による環境負荷の低減に努めることなどをいいます。

「環境の保全及び創造に自ら努める」(第2項)

規制、誘導など市の施策の関与がなくても、自ら進んで環境の保全及び形成に取り組むことをいいます。具体的には、例えば旅行中にごみをポイ捨てして自然環境を害しないことなど日常生活以外の活動に係る環境への負荷の低減や地域のリサイクル活動への参加など自ら環境の保全及び形成に努めることなどが想定されます。

参考

イベントでのアンケート結果(その2)

個人や団体などが日常生活において積極的に環境への負荷の低減や環境保全に努めている姿を市内の様々な場面で目にすることができます。この条例の前文の説明でふれた平成20年度の環境フェスタで行った来場者へのアンケートの中に設けた「環境を守るためにあなたがふだん行っていることは何ですか」という質問に対し「ゴミ削減・分別」「節電」「再生品の利用」「環境美化活動」「エコバッグ持参」などの順に回答がありました。ここからも環境への負荷を低減する取組みを意識して行っている人たちがいることがわかります。

同じアンケートの中に設けた「環境への対策について市に望むことは何ですか」という質問に対しては「ゴミ対策」「リサイクル推進」「地球温暖化防止対策」「公害対策」などの順に回答があり、自由意見の欄にも「ゴミが気になる」や「ポイ捨てを減らす」「個人的にリサイクルに努めたい」などの意見があったことから、環境対策の中心課題が「ゴミ対策」「リサイクル推進」であると意識されていることがうかがえます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

本条は、事業者が事業活動を行うに当たり、環境への配慮を講じることを責務として規定しています。環境への負荷については、事業者に限らず生活排水や家庭ごみなどの例に見られるように市民も原因者として捉えられますが、事業者は、特にその事業活動による環境への負荷が大きいこと、また、一般に、事業者は、事業活動の促進のため各種の組織を保持しており、環境の保全及び形成のための措置を実施し得る相当の物的人的能力を有することから、特に市民とは異なる責務を明らかにしたものです。

【説明】

「事業者」

この条例では、環境基本法の考え方を踏襲し、反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶことにしています。従って、「事業者」は必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者もここでいう「事業者」に含まれます。

また、国、地方公共団体、市民についても、事業を営む主体として捉えられる場合には「事業者」と包括されることになります。

(滞在者及び民間団体の責務)

第7条 通勤、通学及び観光旅行等で本市に滞在する者は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)は、前条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

【趣旨】

通勤や通学で本市に滞在する人は、市民と同様に日常生活において環境への負荷の低減に努めることを責務として規定しました。観光やレクリエーションなどで本市を訪れる滞在者は、観光に伴い排出されるごみの持ち帰りや野生の動植物の生息環境を荒らさないことなど、環境への負荷の低減、環境の保全及び創造に自ら努める責務を有します。

民間団体は、事業者と同様に、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有します。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合うとともに共生することができる環境を確保すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

【趣旨】

基本理念をもとに、環境の保全及び形成に関する施策の策定、実施に当たっての基本的な指針について規定したもので、基本理念を具体化するための方向性をより明確にしたものです。

第1項第1号は自然構成要素の保持、第2号は野生生物の保護、第3号は自然環境の保全と創造、第4号は、緑化推進、第5号は景観の形成及び歴史・文化的環境の保全、第6号はリサイクルの推進、第7号は地球環境の保全について規定しています。

【説明】

「各種の施策相互の連携」(本文)

環境を分野別に捉えることに留まらず総合的に捉えて施策を講ずること、特定の分野の環境に関する施策を行う場合も各種の施策手法を組み合わせることで総合的に施策を講ずること、市の施策と市民や事業者の積極的・自主的な取組の連携を図ることをいいます。

「生物の多様性」(第2号)

「生物の多様性に関する条約」に盛り込まれた概念であり、多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」、全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な主から構成されているという「種間の多様性」、同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」、以上の三つのレベルの多様性をいいます。

「水辺地」(第3号)

法14条第2項からの引用。水辺地は「池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれら周辺地域」とされています。

「人と自然が豊かに触れ合う」(第4号)

自然環境の恵沢を享受するための基本的かつ具体的な行動であり、自然の豊かな地域に出かけていたり、街の中の街路樹の緑や水辺の自然が目に入って安らぎを覚えたりすることなどにより、人間性の回復や保健休養としての効用等を享受しようとするものです。また、自然と触れ合うことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果も期待しています。

「歴史的文化的な環境」(第5号)

快適環境を創造する一要素として歴史文化環境の重要性を示しています。また、良好な

景観は、歴史文化遺産だけでなく、地域の自然や人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものです。近年、日々の生活に根ざした身近な景観である「文化的景観」の重要性も指摘されています。

良好な景観の形成に関しては、景観条例等による制度化を進め規制・誘導に努めるとともに、地域住民がその景観の価値に気づき守り伝えることのできる取り組みを進めることが重要です。本市は、「歴史的景観に形成に関する基本的事項を定めることにより、地域の特性を活かした、緑とうるおいにあふれる景観を守り、育て、つくり、もって村上市民一人一人にとって愛着と誇りのあるまちにすることを目的とする」村上市歴史的景観保全条例（平成20年条例第232号）を制定し、この取組を進めています。

なお、文化財保護法第2条第1項第5号では「文化的景観」について次のように定義しています。

「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。具体的には日本の原風景とでもいうべきものであり、農村や山村、漁村の棚田や里山などの景観を指す。」

参考

環境基本法（抄）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第14条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 2 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 3 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する村上市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続きとして、市に環境基本計画の策定を義務づける規定です。

第1項は策定の目的、第2項は基本計画の内容、第3項は市民等の意見の反映及び策定の手続き、第4項は公表に関する規定です。

環境基本計画は、環境の保全及び創造を実施するための市全体の計画であることから市民等から幅広い意見を求めるとともに、環境審議会から専門的な知識に立った意見等を受けて策定します。策定した環境基本計画は公表し、すべての者の自主的かつ積極的な取り組みを確保します。

この条例では、第1条（目的）において、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべきことを定めています。計画的な施策の推進は、環境基本計画のみによってなされるものではありませんが、環境基本計画は環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための中心となるものです。

環境基本計画は「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として、市における環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を示すだけでなく、市民等のあらゆる主体の自主的、積極的な取り組みを促す役割も持つものです。

【説明】

「環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」（第2項第2号）

「環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」とは、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向などを指すものです。

また、「総合的」とは、第1条の「条例の制定目的」における意味と同様に、各種の環境の保全及び創造に関する施策を全体として連携を図りながら、市以外の各主体の取り組みも含め、全体としてとらえていくことを意図しています。

「長期的」とは、今日の環境問題が、中長期的な観点から取り組むべき課題であることを踏まえ、長期的な視点に立って施策の方向性を定めるべきことを意図しています。

「村上市環境審議会」（第3項）

環境審議会は、この条例においてその設置根拠を定めるものとしますが、法第44条の規定に基づき、「市長の諮問を受けて環境の保全及び創造等に関する基本的事項を調査審議する」ために設置する市長の附属機関で、この条例第24条で規定しています。

環境基本計画は、市の環境施策の基本となる枠組みを定めるものであるため、その策定、変更にあたっては、専門的知識を有した学識経験者はもとより、ボランティアや地域活動

を行っている市民等により組織された環境審議会に市長が諮問し、市はその答申を得て計画を策定することとなります。また、審議会は、これに加えて環境行政に関する事項について調査審議することをその所掌事務としています。

「公表しなければならない」(第4項)

計画の円滑な推進をはかるとともに、「豊かで美しく良好な環境の保全及び創造」に関する行動が、すべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるべきであることから、これを公表することにより市民等の理解と協力を得ることが重要になります。

環境基本計画策定の必要性

- (1) 今日の環境保全に関する施策手法は、従来からの排出規制などの規制的手法のみならず、経済的・誘導的手法、啓発・情報手法など広範多岐にわたっていること。
- (2) 例えば、森林の整備については自然環境保全の面だけでなく地球温暖化防止の役割も捉える必要があるなど、人の健康、生活環境、自然環境といったこれまでの枠組みを越え、環境そのものを総合的に捉えて施策を講ずることが必要である。このことより、環境保全施策を効果的に推進するためには、こうした多種多様な施策を、連携を保ちながら進めていく必要があること。
- (3) 地球温暖化やオゾン層の破壊など、長期間にわたる環境の変化が問題となり、対策の効果が現れるのに長い時間を要するなど、今日の環境問題は将来世代にもわたる時間的広がりを持つ問題であり、長期的な視点で対策を考える必要があること。
- (4) 公害についても、従来の産業公害から都市生活型公害へその姿を変えつつあるとともに、様相も複雑多岐にわたっている。それに加え、今日の環境問題の多くは、日常生活や事業活動に起因するところが多く、その解決のためには、市の単独の施策ではなく、市、市民、事業者及び民間団体といった各主体の積極的な取り組みが重要であり、こうした各主体の取り組みを総合的な視点で促進することが必要となってきていること。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【趣旨】

前条の計画に基づいて活動した結果、市域の環境の現状及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況について、市長が毎年報告を公表することを規定したものです。

本条では、環境の状況や、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策の結果を市民等に明らかにすることにより、これらの施策に対する市民の理解と協力を得るため、年次報告書を作成し公表することを規定しています。

第3条に規定した基本理念の実現をめざした活動に、公平な役割分担の下、自主的かつ積極的に取り組んでいくためには、市民、事業者及び民間団体の別を問わず、環境の現状等に関する理解と認識を深めることが必要です。

そのためには積極的な情報の共有化が必要であることから、ここでは環境の保全及び創造に関する市の施策の実施状況等について、市民等と情報が共有でき、さらには共通認識の下に同等の立場で論議が行えるようにしていくため、報告書の作成及び公表について規定したものです。

【説明】

「環境の状況」

大気汚染の状況、水質汚濁の状況、自然環境の状況、廃棄物の状況など、環境基本条例及び環境基本計画が対象とする環境の状況すべてを指しています。

「年次報告書」

環境調査報告が環境の状況についての年次報告で、環境基本計画に基づき豊かで美しく良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を加えたものを想定しています。

第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策

(市の施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるよう配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、基本理念を受けて、本市の基本姿勢を表明したもので、環境に影響を及ぼすと認められる市の新たな施策が環境基本計画に整合するように策定、実施されるべきであることを規定したものです。

【説明】

「環境に影響を及ぼすと認められる施策及び事業計画」

市の施策(事業)にあつては、一般的には、大規模な道路の建設・整備、土地区画整理事業、再開発事業、廃棄物処理施設や下水処理場の建設等が環境に影響を及ぼすと想定されます。

「環境基本計画との整合を図る」

本市の新たな計画・施策が、環境面について環境基本計画の内容と矛盾がないように策定・実施されることをいいます。

(事業実施時における環境への配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境への負荷の低減について配慮するよう促すため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

公共事業、民間事業を問わず(土地の形状の変更、工作物の新設など環境に著しい影響を及ぼす事業の実施にあたっては、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について評価するとともに、環境への負荷の低減を図るため、計画の見直し等適切な処置を求められるようにすることを示しています。

また、市民等についても、今日的な環境問題が、その日常生活に起因していることから、法令等に違反しない場合においても、更なる環境への負荷の低減に向けた取組みを促進することを求めています。

【説明】

「あらかじめ」

事業のどの段階で環境影響評価を行うかは、この規定を受けた個別の措置によって定められますが、少なくとも事業の実施前に行うことをいうものであり、事業の諸元が決定される前の早い段階で行うことも含まれます。

「配慮する」

当該事業の実施に関し、環境の保全がはかられるように、悪影響を減らすための措置を講じることをいいます。

「必要な措置」

市と事業者との間で、環境への負荷の低減を図るために締結する公害防止協定などがあります。

(環境の保全上の支障防止)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、これまでの環境行政の分野において重要な役割を果たしてきた規制的手法について、今後も引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を明確にしたものです。

第1項では、公害を防止するため、公害の原因となる行為を対象として、必要な規制の措置を講ずることを定めたものです。

第2項では、公害以外の環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を行うことを定めています。

【説明】

「必要な措置」(第1項・第2項)

ある事柄を規律し、統制することをいいます。いわゆる許可制、認可制のほか、届出をさせて一定の場合に改善命令を出したり、勧告に従わない場合に改善命令を出すなどの形式である「規制」も含まれます。

ここでいう「必要な措置」は、公害を発生する原因となる物質の排出等の行為を規制すること、騒音・振動・悪臭等規制区域の指定をすること等を定めたものです。これら規制の根拠となる法令として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などが挙げられます。

「人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為」(第2項)

第1項において規定されている以外の現象で、市民の健康又は生活に影響の出るような環境の悪化が生じることをいい、例えば空き地における雑草の繁茂や、ごみのポイ捨てなどが該当します。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適切な経済的助成の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民等に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市民や事業者の活動や行為を支援することや一定の負担を課すことで、本市の豊かで美しく良好な環境と創造に関する施策の推進について成果を高めることを目的としています。

複雑、多様化する環境問題への対応は年々その範囲を拡大しており、こういった行政需要の拡大に対応した環境への取組みとして、規制という強制力のある手段のほかに、ある行為を自発的にしてもらうように誘導するための経済的支援を行うことも有効な手段です。

一方で、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用するためには、施策・事業を効率的かつ効果的な観点から見直しを行うことも必要になります。

【説明】

「必要かつ適切な経済的助成の措置」(第1項)

環境への負荷の低減を図るための活動を推進するために必要な場合には、補助金の交付や物資の支給等の措置を講ずるため、予算の確保に努めることを規定しており、融資制度の整備や補助金の交付等の制度が考えられます。この条例の施行前にすでに実施している制度もあります。

(例：公害対策融資、生ゴミ処理器の購入等補助金等)

「適正な経済的負担」(第2項)

市民等による自らの環境への負荷の低減に関する取組みを促進する観点から、使用料・手数料の見直しや新たな料金設定のことをいい、経済的負担を求めて環境の保全及び創造を促進する措置のことをいいます。

(例：ごみ処理経費の負担等)

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市は、公共下水道や廃棄物処理施設等、環境への負荷の低減を図るための施設や、市民が潤いや安らぎを感じることでできるよう都市公園や森林公園など地域の特性及び環境資源を活かした公園や緑地など、環境の保全及び再生に資する公共的施設の整備を推進すべきことを定めたものです。

地球温暖化や生活排水による水質汚濁など、今日的な環境問題は、特定の事業活動の結果としてではなく、市民の生活を含む社会経済活動の結果生ずるものであることから、個別的な規制等の措置だけでは限界があり、環境への負荷の少ない社会の構築を図るため、環境の保全及び再生を推進するための社会資本の整備を更に進めていくことが重要な課題となっています。

このため、公共施設を中心に、環境への負荷の低減に資する各種の施設の整備等の事業を推進し、持続的発展が可能な社会の基盤の整備を図るべきことを規定しています。

【説明】

「環境の保全及び創造に資する公共的施設」

ごみ処理場、し尿処理場など廃棄物の処理施設、公共下水道、農業集落排水処理施設等、環境への負荷の低減を図るための施設や、都市公園、森林公園等、地域の特性及び環境資源を活かした公園や緑地等があります。

廃棄物の排出量の増大は、最大の環境問題です。廃棄物の不法投棄や不適正な最終処分に伴う自然環境の損傷、不適切な中間処理による大気汚染物質や水質汚濁物質の排出等は環境への負荷を増大させるものであり、その適正な処理は、環境への負荷を低減させるための重要な課題であることから廃棄物の処理施設や生活排水の処理等河川等の水質の保全上重要な役割を担う公共下水道は、環境の保全及び創造に資する整備すべき公共的施設の代表例です。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、循環型社会の構築に向け、市民等が行う廃棄物の減量や資源のリサイクル等への取り組みを促進することと市自ら行う事業においても同様に促進していくことを規定したものです。

社会経済システムから生ずる大気環境、水環境、土壌環境等への負荷が自然の物質循環を損なうことによる環境の悪化を防止する必要があります。このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の循環と効率化を進め、再生可能な資源の育成や利用を推進するとともに、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図る等、社会経済システムにおける物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムの実現を目指します。

【説明】

「必要な措置」(第1項)

啓発活動のほか、低公害車導入補助、風力・太陽光発電、太陽熱利用等の普及促進などが想定されます。

「資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量」(第1項・第2項)

省エネ対策や代替エネルギーの利用促進やいわゆる3R(Reduce・リデュース:廃棄物の発生抑制、Reuse・リユース:部品等の再使用、Recycle・リサイクル:原材料として再資源化)の促進などがあります。

(環境教育等の推進)

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、経済活動のあり方や市民の生活様式を環境への負荷を低減する観点から見直していく必要があります。

そのためには、市民等が人と自然とのかかわり等についての基本的な知識を修得し、その理解を深めるとともに、環境の保全及び創造のために自ら環境に配慮した行動をとるための意欲が促されることが必要であり、本条は、このような観点から、市が環境の保全及び創造に関する教育や学習を推進し、市の広報紙やホームページ等を充実するなど必要な措置を講ずべきことを規定しています。

【説明】

「環境の保全及び創造に関する教育及び学習」

ここでいう「教育」とは、教え育てることの意味であり、知識を普及させていこうとする側にとっての能動的意味合いが強い言葉です。これには学校での教育、家庭での教育、勤労の場所での教育、公民館や図書館等地域社会で行われる教育が含まれます。

また、「学習」については、学び習うことの意味であり、学校等で系統的に勉強することや、生涯にわたり勉強する(生涯学習)ことをいいます。また自ら学んでいくという、学ぶ側にとって能動的意味合いがある言葉であり、「教育」の受け手として行われる「学習」と、自然と触れ合うことなど環境と関わる自らの行動を通じて自発的に行われる「学習」という二つの意味を持ちます。本条は、環境についての理解を深めるためには后者の「学習」が欠かせないとの観点から、特に「学習」を特記しています。

(自発的な活動への支援)

第18条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、これらの問題を解決するためには、経済活動のあり方や市民のライフスタイルが見直されることが必要です。本条は、市民等による環境の保全と創造に関する活動が自発的積極的に行われることが重要であり、これらの活動を促進するための措置を市が行うことを規定したものです。

【説明】

「自発的」

規制や指導等、行政による関与なしに環境の保全及び形成に関する活動が行われることをいいます。

「必要な措置」

NPO団体やボランティア団体等の活動紹介、市・事業者・市民が対等な立場で参画する協議会の育成、情報の提供や取組みの推奨（認定や表彰など）等、市民等の自主的積極的な活動を誘導、促進するための措置が想定されます。

(環境状況の把握等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となります。

このような観点から、本条では現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備に努めるべきことを規定しています。

【説明】

「必要な情報の収集、調査及び研究」(第1項)

NPO団体等の活動状況、地球温暖化対策、グリーン購入、廃棄物処理方策、省エネ対策等に関する情報の収集、調査及び研究のことです。

「必要な監視、測定、検査等」(第2項)

対象となるのは、大気、水質、騒音、振動等です。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第10条で規定した年次報告による定期的な情報提供にとどまらず、市民が自らの意思で、環境の保全及び創造に関する積極的な取組みを促進していくための必要な情報を適切に提供することを規定したものです。

市民が求める環境情報を的確に捉え、その情報を市広報紙やホームページなどさまざまな伝達手段を使って、早くそしてわかりやすく繰り返し市民に伝えることが求められています。

【説明】

原則として第10条(年次報告)の説明のとおりですが、環境の状況その他の必要な情報について、調査・公開できる範囲で提供します。

情報を提供する際には、個人情報の保護に留意するとともに、事業所等の営業に関する秘密を侵害することのないよう配慮する必要があります。

「必要な情報」

環境基準の達成状況や自然環境の状況など環境の状況に関する情報、環境保全活動を実施している団体の情報やリサイクルの取組状況など活動状況等に関する情報、その他環境に関する書籍や教材に関する情報などのことをいいます。

「適切に提供する」

必要な情報が広くいきわたるように情報の提供を行うことをいいます。

第3節 地球環境保全の推進

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

【趣旨】

今日の地球規模の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因していることから、本条では、市が率先して地球環境の保全のための施策を推進するとともに、各主体が協力して地球環境を保全するための施策に積極的に取り組むことを規定したものです。

【説明】

「国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等と連携」(第2項)

地球規模での環境問題に対処するためには、地域を超えた取組みが必要となります。そのためには、国や地方公共団体はもとより地球環境の保全に関わる様々な団体等との連携が不可欠です。

人の活動が地球規模に拡大するにつれ、酸性雨、不正な廃棄物の越境移動に伴う環境汚染など国境を越えた広がりを持つ環境問題や、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模で影響が生じる環境問題には、社会的、経済的に相互依存関係を深めつつある諸国が協力して解決に当たらなければ、人類の生存と発展の基盤が失われてしまうという懸念が国際的に共有され、地球全体の持続可能な発展を目指した多くの国際的な枠組みが伸展しています。

わたしたちもこのような認識に立ち、身の回りの環境への配慮はもちろん、地球全体のことを考えた施策の推進にも努めていかなければなりません。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。
2 市は市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

環境の保全及び創造に関する施策を推進するためには、単に環境担当のみではなく、市の行政組織全体で取り組まなければなりません。そのため、本条は、総合的な調整や推進に必要な体制を整備と同時に市民や事業者との連携した協働体制の整備を図ることを規定しています。

また、環境の保全及び形成に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となりますから、施策の適正な実施を担保するためには、監視、測定等に関する体制が整備されていなければなりません。このような観点から、現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備についても努めるべきことを規定したものです。

【説明】

「連携」、「調整」(第1項)

庁内における連携及び調整は、環境の保全及び形成に関する施策の実効性を確保する上で極めて重要なものです。連携及び調整は、施策の策定段階のみならず、施策の運用、進行管理など様々な段階で行っていくことが必要となっています。

「体制」(第1項)

具体的な組織の設置についてはふれていませんが、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するためには、庁議等をこれに充てることが可能と考えられます。

「体制」(第2項)

環境の保全及び創造に関する施策の推進を市が一方的に行うのではなく、市民等の参加や協働を求めつつ進めることで、市の行う施策に十分な理解と協力が得られ、より円滑に施策が実施できることから、市民参加に必要な体制整備に関する措置について規定しています。

(国等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

【趣旨・説明】

今日の環境問題は、広域的なものとなっています。本市だけでは解決できない問題については、国や県、他の地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めること規定したものです。

第21条で規定した地球規模での環境施策の推進への協力・連携だけではなく、より地域的な問題、例えば河川や海洋汚染対策等本市だけでは対応できない問題について隣接する自治体や管理する国や県等と協力・連携して取り組みます。

一例として、平成21年4月1日現在、本市は新潟山形両県を流れる荒川について水質保全に関する国や両県、市町村等の各機関相互の連絡調整を図る「荒川水系水質保全連絡協議会」の構成機関として、協力して水質事故演習、河川パトロール、水生生物調査、啓発などを行っています。

第3章 環境審議会

- 第24条** 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、村上市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること。
 - (3) その他環境の保全及び創造に関し、必要と認められる事項に関すること。
 - 3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が適当と認める者
 - 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。このため、広く市民や学識経験者等に意見を求めることが必要とされますので、市長の諮問機関として環境審議会を設置するものです。

環境審議会は、環境基本法第44条の規定に基づき、市町村の区域における環境の保全と創造に関する基本的事項の調査審議を行うもので、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第202条の3に規定する付属機関として設置するものです。委員の構成については、多様化する環境問題に的確に対応できるよう学識経験者や関係行政機関の職員のほか市民や事業者を加えます。

環境審議会の組織及び運営に関する詳細規定は、環境審議会規則により定めています。

【説明】

「審議する」（第2項本文）

具体的には、議会環境基本計画等に関する調査審議の他、環境基本計画に示した施策や事業の進捗状況に対する評価を行うことを想定しています。

また、本項第2号で審議事項として「環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること」と規定していることから、これまで村上市公害防止条例(平成20年村上市条例第172号)第14条で規定していた環境保全上の支障防止対策である公害対策に関する基本的事項の調査審議についても環境審議会で行います。

参考

環境基本法（抄）

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

地方自治法（抄）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査

等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(村上市公害防止条例の一部改正)
- 2 村上市公害防止条例(平成20年条例第172号)の一部を次のように改正する。
第14条を次のように改める。
(基本的事項の審議)

第14条 公害対策に関する基本的事項の審議は、市長の諮問により、村上市環境基本条例(平成21年条例第11号)第24条に規定する村上市環境審議会で行う。

【趣旨】

施後期日は、この条例を施行する日を定めたものです。

条例の施行とは、効力が一般的、現実的に発動し、作用することになることをいいます。

また、この条例の制定に合わせ、公害対策に関する審議も広く環境問題を扱う環境審議会で行うこととするため、公害防止条例で設置した公害対策審議会を廃止します。これに伴って公害防止条例中の関係規定を改正するものです。

なお、公害対策審議会の廃止については環境審議会規則の附則で公害対策審議会規則の廃止を規定することによって行います。

資料

村上市環境基本条例（平成21年村上市条例第11号）

村上市環境審議会規則（平成21年村上市規則第3号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針（第8条 - 第10条）

第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策（第11条 - 第20条）

第3節 地球環境保全の推進（第21条）

第4節 施策の推進体制等（第22条・第23条）

第3章 環境審議会（第24条）

附則

前文

私たちのまち村上市は、東に飯豊朝日山系の緑の山並みを望み、平成の名水百選に選ばれた清流荒川、サケの帰る川として知られる三面川をはじめとしたいくつもの川を擁し、西には日本海の長い海岸線を有しており、四季折々の変化に富んだ自然環境と先人のたゆみない努力により、歴史と文化と産業のまちとして発展してきた。

私たちは、これらの環境から多くの恵みを受けてきたが、大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式の変化は、利便性を高める一方で、身近な自然環境や快適な生活環境を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない環境を将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っている。

私たちの生活が環境へ影響を与えていることを自覚し、自らの生活、社会経済活動を見直し、さらに先人の生活の知恵に学び、自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない。

このため私たちは、互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して村上市の豊かで美しく良好な環境の保全及び創造に積極的に努めることを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるように適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者及び民間団体の責務）

第7条 通勤、通学及び観光旅行等で本市に滞在する者は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）は、前条に定め

る事業者の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合うとともに共生することができる環境を確保すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する村上市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策

(市の施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるよう配慮しなければならない。

(事業実施時における環境への配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境への負荷の低減について配慮するよう促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障防止)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれ

のある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適切な経済的助成の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民等に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第18条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

- 2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

- 2 市は市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、村上市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること。

(3) その他環境の保全及び創造に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(村上市公害防止条例の一部改正)

2 村上市公害防止条例(平成20年条例第172号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(基本的事項の審議)

第14条 公害対策に関する基本的事項の審議は、市長の諮問により、村上市環境基本条例(平成21年条例第11号)第24条に規定する村上市環境審議会で行う。

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市環境基本条例(平成21年村上市条例第11号)第24条の規定に基づき、村上市環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会に必要な応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第3条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第5条 審議会及び部会は、調査又は審議に必要なと認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部環境衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(村上市公害対策審議会規則の廃止)

2 村上市公害対策審議会規則(平成20年規則第215号)は、廃止する。